

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第18回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年9月20日、第18回社会保障審議会年金部会を開催しました。今回の部会では、以下議事について議論が実施されました。

- （1）「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会における議論の取りまとめ」について
- （2）その他の制度改正事項について
- （3）公的年金シミュレーターについて

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240920.html

1、働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方について

（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

○被用者保険の適用の在り方について本日お願いする議論

- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
ー労働時間要件・賃金要件・学生除外要件・企業規模要件
- ・個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
- ・多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方
ー複数の事業所で勤務する者・フリーランス等

○「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」について

○被用者保険の適用に関する基本的な視点

- ・被用者にふさわしい保障の実現、働き方に中立的な制度の構築、事業所への配慮等

2、国民年金保険料の納付猶予制度について（厚生労働省HP掲載 資料2を基に記載）

○国民年金保険料の納付猶予制度の概要

○納付猶予制度の適用状況

○納付猶予制度の課題・検討の方向性

・納付猶予制度の課題

納付猶予制度は、将来の無年金・低年金を防止するために設けられ、現在も一定数の者が利用しているが、令和12年6月までの時限措置とされている。

- ・納付猶予適用者の中には、世帯主に一定の所得があり保険料負担能力がありながらも納付猶予が適用されている場合がある。

○納付猶予制度に関する検討の方向性

- ・令和12年6月までの時限措置とされている納付猶予制度について、将来の無年金・低年金を防止する役割を維持しつつ、将来の年金給付につなげるため、以下のように考えてはどうか。

- (1) 納付猶予制度については、被保険者の対象年齢の要件は現行通り（被保険者が50歳未満であること。）とした上で、時限措置を延長することを検討してはどうか。
- (2) 納付猶予制度の延長に際しては、制度の基本的な考え方は維持しつつ、所得要件については、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であっても、保険料納付の原則に立ち返って世帯主（親など）に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討してはどうか。

3、国民年金における任意加入の特例（高齢任意加入）について

（厚生労働省HP掲載 資料3を基に記載）

○任意加入の特例（高齢任意加入）の対象者の見直し

・見直しの方向性

任意加入の特例は、老齢基礎年金受給に必要な資格期間を満たさない者を年金受給権の取得につなげる重要な役割を果たしており、令和4年度時点でも任意加入の特例を利用している者の数は約1500人存在する。

これまでの改正経緯等も踏まえ、引き続き保険料納付意欲がある者の年金受給の途を開くため、年金受給権確保の観点から、昭和50（1975）年4月1日（昭和49年度）までに生まれた者まで対象とする方向で検討する。

4、公的年金シミュレーターについて（厚生労働省HP掲載 資料4を基に記載）

○次期公的年金シミュレーターの開発方針と新たな機能

現行の公的年金シミュレーターの保守、運用が令和7年度末で終了することから、年金部会などのご意見を踏まえ、以下の案により、令和8年4月から新たに運用を開始する予定の「次期公的年金シミュレーター」の開発を進めることとしてはどうか。

<次期公的年金シミュレーターの機能（案）>

- ・老齢年金については、現行の機能を維持する。さらに改善や追加を行うべき機能がないか、検討する。
- ・現行の老齢年金に加えて、障害年金等の試算機能、iDeCoの試算機能を追加する。
- ・新たな試算機能の追加にあたっては、障害年金等、iDeCoの基本的な仕組みや特徴を分かりやすく国民に周知するとともに、生活設計に役立つように年金額を「見える化」することを目的として、できる限り簡素で使いやすい設計にする。

5、委員からの意見（一部抜粋）

《被用者保険の適用の在り方について》

- ・被用者保険の適用拡大の方向性については賛成であるが、拡大対象となる事業主においては、事務負担、保険料負担が増加し、経営に与える影響も大きくなる。円滑に対応ができるように、十分な時間を取るべき。
- ・被用者保険の適用拡大と同時に、中小事業主の負担を軽減する方策も考えるべき。
- ・資料1の14ページに、「事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険の「被用者」の範囲をどのように線引きするべきか議論を深めることが肝要」とあるとおり、今回の改正では、労働時間要件を週20時間未満にまで下げることに慎重であるべき。

《国民年金保険料の納付猶予制度について》

- ・世帯主所得によって納付猶予の除外とするのは現代的意義を見出しにくい。家族任せにせず、社会的に支援をする方が良い。親子の関係は様々であり、必ずしも親が保険料を納付してくれるとも限らず、結果として、これまで納付猶予となっていた方の中で保険料滞納が増えるという可能性もありうる。特に障害年金の場合、短期間の未納でも無年金となることもありうるので懸念している。
- ・もし制度を見直すというのであれば、納付猶予をしていた方がその後どのくらい追納しているか等、詳細なデータが欲しい。データを見たうえで、慎重な議論が必要。
- ・そもそも猶予制度にどれだけの存在意義があるのか疑問。一定の利用者がいるのであれば、追納や追納タイミング等のデータを見て、議論したい。

- ・無年金、低年金の防止や、応能の負担といった観点から、納付猶予制度を延長するとともに、世帯主に一定の所得がある場合納付猶予の対象外とする事務局提案については大きな異論はない。今回の延長についても 5 年間とし、制度改正の影響や実態の把握を行う等、少し細かく検討していく形が良いのではないかと。

《国民年金における任意加入の特例（高齢任意加入）について》

- ・対象者を見直すことに異論はない。高齢者の貧困を防ぐ視点でも賛成。

《次期公的年金シミュレーターについて》

- ・障害年金の試算機能は導入してほしい。障害年金の情報が載ることで、社会全体で万が一のことを支えているんだということが伝わればよい。
- ・シミュレーターに iDeCo を入れることについては賛成であるが、拠出限度額の法改正もあり、自身が DB か DC に加入しているかを確認してもらうといったことも必要になってくる。まずは簡易な方法として、iDeCo の仕組み、加入メリット、NISA との違い等を周知し、iDeCo の利活用の具体的なイメージを持ってもらうということが必要だと思うので、良い方向で進めていけたらと思う。
- ・iDeCo を皮切りに、私的年金との連携が進んでいくことを期待する。プラットフォームとして、いろいろなものを見えるようにする必要性は高い。一方で、運用利回りをどうするか等の難しさもあり、誤解を与えないようなものにしていく必要がある。

最後に事務局より、次回の議題、日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

※「障害」の表記について、当社では「障がい」と表記することを原則としておりますが、本メールマガジンにおいては、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記しています。

***** メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202409-170-0297-D